

## 青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正理由

消防団員等が公務災害により損害補償を受ける場合、補償基礎額を基礎として支給されている。

- 非常勤消防団員等に係る損害補償については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第355号。以下「基準政令」という。）の定める基準に従い、青森市消防団員等公務災害補償条例で定める額に基づき行っているところ。
- 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第73号）により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）別表第4イ公安職俸給表（一）が改定された。
- 給与法が上記のとおり改正されることから、最近における社会経済情勢に鑑み、消防団員等の処遇改善を図る観点から、基準政令の一部改正により、補償基礎額が引き上げられる。

（令和6年2月上旬公布予定、令和6年4月1日施行）



これに伴い、青森市消防団員等公務災害補償条例の一部改正を行うものである。

## 2 改正の概要

## (1) 別表の改正（第5条第2項第1号関係）

消防団員に係る補償基礎額について定める別表中の金額の改正

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500 (12,440)	13,350 (13,320)	14,200 (14,200)
分団長及び副分団長	10,800 (10,670)	11,650 (11,550)	12,500 (12,440)
部長、班長及び団員	9,100 (8,900)	9,950 (9,790)	10,800 (10,670)

備考：（ ）内書は現行の補償基礎額である。

[単位：円]

## (2) 第5条第2項第2号の改正

消防作業従事者等※の補償基礎額の最低額を8,900円から9,100円に引き上げる。

※消防団員ではないが、火災発生時に初期消火等の消防作業に従事した者等

## 3 施行期日

令和6年4月1日

（遺族補償年金受給者2名、障害補償年金受給者1名の計3名が該当）